

事務連絡  
令和2年3月31日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局  
首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）

新型コロナウイルス感染拡大を受けての一般乗用旅客自動車運送事業  
(法人のみ)における期間を限定する休車の取扱いについて(特例措置)

標記について、別添のとおり自動車交通部旅客課長より通知があったので了知願います。

北陸信越運輸局限り

事務連絡  
令和2年3月31日

北陸信越運輸局各運輸支局  
首席運輸企画専門官（輸送・監査担当） 殿

自動車交通部旅客課長

新型コロナウイルス感染拡大を受けての一般乗用旅客自動車運送事業（法人のみ）  
における期間を限定する休車の取扱いについて（特例措置）

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、令和2年2月25日政府より「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示され、感染拡大の防止に努めているところであるが、令和2年3月31日に自動車局旅客課長から別添の事務連絡「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」が発出された。

当運輸局管内においてもこの趣旨に鑑み、下記のとおり取り扱うこととするので、関係者に周知されたい。

#### 記

##### 1. 対象となる事業

一般乗用旅客自動車運送事業

##### 2. 対象となる事業用自動車

当該事業者が管轄する運輸支局へ届け出ているすべての事業用自動車

##### 3. 必要な手続き

休車を実施する営業所の所在地を管轄する運輸支局に休車リスト（以下、リスト）を事前に提出することとする。（FAXによる提出も可能とする）

##### 4. 注意事項

(1) リストの提出により、道路運送法第5条1項3号に定める事業計画（営業所ごとに配置する事業用自動車の数）に変更は生じない。そのためリスト掲載車両については、他者への譲渡、他者への使用は認めず、提出事業者は、認可車庫にて引き続き車両管理を行うこととし、必要に応じて、道路運送車両法に規定する一時抹消登

録の手続きを認めることとする。

なお、運行管理者及び整備管理者については、引き続き事業計画に定める車両数に応じて必要となる人数を確保することとする。

- (2) リスト掲載車両については、運輸規則第19条の2に規定する「事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償する措置」については、特例としてその措置を必ずしも求めるものではない(事業者の任意とする)。
- (3) リスト掲載車両については、自動車検査証の有効期間が切れた状態で保有することを認めることとする。
- (4) 当該営業所の車両全てを休車リストに掲載し、提出することは認めない。この場合にあっては、道路運送法に基づく手続き(営業所廃止・減車・事業休廃止等)を行うこととする。
- (5) リスト提出後、休車車両の追加又は削除が生じる時は、全ての休車車両を記載した新たなリストを提出することとする。

## 5. 休車終了時及び適用期間経過時の取扱い

- (1) 休車終了時には、車検切れ、自賠責保険未加入、任意保険未加入とならないよう確認させ、車両を通常使用することとする。また、運輸規則第35条に基づき、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任することとする。
- (2) 休車を終了するときには、上記(1)の措置を実施し、その都度、リストを提出すること。なお、適用期間経過後2ヶ月経過した車両については、減車したものとみなして道路運送法を適用する。

## 6. 本取扱いの適用期間

令和2年9月30日までとする。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ必要に応じて取扱いの見直しを行うものとする。また、適用期間経過後は、2ヶ月以内に通常使用できるように措置することとする。

令和 年 月 日

## 休車リスト

全車両の休車終了口

複数の営業所がある場合には、

営業所毎にリストを作成・提出してください。

營業區域

### 事業者住所

事業者名称

代表者氏名

担当者氏名

## 電話番号

營業所名

メールアドレス

### 事業計画上の営業所車両数

特大	大型	普通	中型	小型	合計

当該営業所の休車両数

### 当該営業所の休車車両数

## 休車一覧表

\*該当するものに○をしてください

事務連絡  
令和2年3月31日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長  
(公印省略)

新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について

一般乗用旅客自動車運送事業については、道路運送法第16条第1項の規定により、「天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない」とこととされている。一方、今般の新型コロナウイルスによる需要の急減に伴う事業への深刻な影響により、非稼働となる車両の不必要的維持コストを抑制するとともに、需要が回復した際に迅速に輸送供給力を回復できるような柔軟な運用が求められており、一部の地方運輸局において「やむを得ない事由」に該当するものとして、事業計画の変更を要しない休車の特例措置（以下、「臨時休車」という。）を講じているところである。

こうした取り扱いに加えて、更なる特例措置の拡充要望もあることから、各地域のニーズに応じて、下記のとおり取扱われたい。

なお、本取り扱いについては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

- 一、 現在、地方運輸局で実施している臨時休車について、まだ臨時休車を講じていない地方運輸局においては、地域のニーズや要望等を踏まえ、積極的な対応を検討されたい。
- 二、 対象とする休車車両については、地域のニーズや要望等を踏まえ、各地方運輸局が必要性を判断して道路運送車両法に規定する一時抹消登録等を認めることとし、その場合、事業者は、あらかじめ、管轄する運輸支局に登録番号等を記載した休車リストの提出等の方法により報告することとする。
- 三、 臨時休車は、営業所のすべての車両を対象とすることは認めないこととする。
- 四、 臨時休車は、令和2年9月30日を超えない範囲で各地方運輸局において設定する。なお、今後の新型コロナウイルスの影響状況を踏まえて必要に応じ、隨時取り扱いの見直しを行うものとする。
- 五、 二、により一時抹消登録等を実施した場合、事業者は、期間終了後2ヶ月以内に登録を行わない場合は、減車したものとみなして道路運送法を適用する。
- 六、 臨時休車による対象車両は、輸送実績における実在車両数から除くものとする。

以上

事務連絡  
令和2年3月31日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、傘下会員に対し周知されたい。